

監査結果に係る措置通知書

平成24年度定期監査	土木部
是正改善を要する事項	措置した内容
<p>1 契約事務</p> <p>国有林野の賃貸借契約において、賃借料の年額を定め、期間を3年とする契約を締結しているが、複数年契約を締結するために必要な措置が講じられていない例が認められた。</p> <p>※ 三和町差塩地内の国有林野に係る賃貸借契約については、契約期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間であり、契約締結に伴い次年度以降の賃借料を支払うための予算措置義務が発生することから、契約に当たっては、あらかじめ地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為の措置を講じておくか、又は同法第234条の3に規定する長期継続契約を適用し、作成する契約書において次年度以降の予算額に減額等があった場合は契約を解除する旨のいわゆる「条件付解除条項」を設け、次年度以降の予算措置義務を回避する必要があるが、本件では、いずれの措置も講じられていない。</p> <p>なお、三和町下永井地内及び川前町川前地内の国有林野に係る賃貸借契約においても同様の事例が認められた。</p> <p>(道路管理課)</p>	<p>今年度、平成25年度当初予算において、債務負担行為を設定しました。</p>

(様式 1 - 2)

監査結果に係る措置通知書

No. 2

平成24年度定期監査	土木部
是正改善を要する事項	措置した内容
<p>2 支出事務</p> <p>国有林野の使用について、使用料の年額を定め、期間を3年とする使用許可を受けているが債務負担行為の措置を講じていない例が認められた。</p> <p>※ 小名浜下神白地内の国有林野の一部を市が許可を受けて水路敷として使用しているが、当該許可の期間は平成22年4月1日から平成25年3月31日までの3年であり、次年度以降についても使用料を支払うための予算措置義務が発生することから、あらかじめ地方自治法第214条の規定に基づく債務負担行為の措置を講じておく必要があるにもかかわらず、講じられていない。 (河川課)</p>	<p>平成25年度から27年度までの3箇年契約にかかる使用料については平成25年度当初予算において、平成27年度までの債務負担行為を設定しました。</p>

監査結果に係る措置通知書

平成24年度定期監査	土木部
意見又は要望とする事項	回 答
<p>災害公営住宅沼ノ内団地建築工事設計委託及び災害公営住宅敷地造成調査・設計委託(久之浜地区)に係る契約事務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)の規定を適用し、随意契約の方法により契約締結しているが、記載された理由は、「多数の技術者を有し、数多くの実績を持つ」又は「最も現場に精通している」ことにより「迅速な業務遂行が期待できる」又は「早期の業務完了が見込める」と抽象的又は感性的なものにとどまっている。</p> <p>行政執行全般について対外的な説明責任を果たすことが求められている現在においては、当該規定を適用して随意契約を実施するに当たり、「災害時において一般競争入札又は指名競争入札の方法による手続をとっていたのでは、その時期を失し、あるいは全く契約の目的を達することができなくなり、経済上はなはだしく不利益を被るような」内容について、客観的かつ具体的に示される必要があり、前述の理由をもって随意契約とすることは適切ではない。</p> <p style="text-align: right;">(住宅課)</p>	<p>【災害公営住宅沼ノ内団地建築工事設計委託について】</p> <p>今後、緊急時において随意契約を実施する場合、緊急性や経済性の定量化又は定性化を図り、その理由について客観的かつ具体的に示すよう努めて参ります。</p> <p style="text-align: right;">(営繕課受託分)</p> <p>【災害公営住宅敷地造成調査・設計委託(久之浜地区)契約について】</p> <p>当該契約については、既に契約履行中の災害公営住宅敷地造成測量委託(久之浜地区)(指名競争入札により、平成24年4月9日契約、工期：平成24年4月10日から平成11月2日まで)の受注者に対するものであり、現地の測量作業を実施していることにより、最も現場に精通しているうえ、2つの業務委託は密接に関連するものであり同時進行で遂行することができるため、業務完了までの期間を6箇月程度短縮することができると見込んだ。</p> <p>このような理由から同一業者と随意契約する方が競争入札に付すよりも納期・工期で有利であると判断した。</p> <p>随意契約の理由として、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することが出来ないとき)の規定を適用しているが、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争に付することが不利と認められるとき)の適用がより適当と思われる。</p> <p>なお、公共調達とは、競争入札が原則であり、任意に特定の相手方を選択して契約できる随意契約は、例外的な方法であることを再認識し、今後も競争性の確保を念頭に置き、随意契約によるかどうかは、内容・性質・目的のほか経済性、緊急性等を総合的に検証し適正な執行を徹底したい。</p> <p style="text-align: right;">(土木課受託分)</p>

監査結果に係る措置通知書

平成24年度定期監査	土木部
意見又は要望とする事項	回 答
<p>合戸・入遠野線用地測量委託、港ヶ丘地区災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（特例）測量設計委託、災害公営住宅関船団地建築工事地質調査委託に係る契約事務について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定を適用し、随意契約の方法により契約締結しているが、記載された理由は、「現場に精通している」、「迅速な対応ができる」など抽象的又は感覚的なものとどまっている。</p> <p>行政執行全般について対外的な説明責任を果たすことが求められている現在においては、当該規定を適用して随意契約を実施するに当たり、「競争入札に付することが不利と認められる」内容（言い換えれば、当該事業者と随意契約を行うことが競争入札に付すよりも有利となる内容）について、客観的かつ具体的に示される必要があり、前述の理由をもって随意契約とすることは適切ではない。</p> <p>なお、上記の委託業務のほか、道路管理課では白幡・井戸沢線用地測量委託など 8 件の、河川課では台ノ上地区災害関連地域防災がけ崩れ対策事業（特例）測量設計委託など 8 件の事例において同様の処理を行っていることが認められた。</p> <p style="text-align: center;">（道路管理課、河川課、住宅課）</p>	<p>今後、指名競争入札による発注を基本とした中で、仮に随意契約を行う場合においては、経済性や工程管理等の定量化又は定性化を図り、その理由について、客観的かつ具体的に示すよう努めて参ります。</p>